

3 取引相場のない株式等の評価の改正（法人税法上の同族関係者の範囲の改正等に伴う改正）

法人税法施行令の改正により、「同族関係者」の範囲及び「使用人兼務役員とされない役員」の範囲に係る定義が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。

（評基通 178、188 関係＝改正）

1 従来の取扱い

(1) 同族株主の判定

同族株主等に該当しない少数株主が相続等により取得した株式の価額は、特例的評価方式である配当還元方式により評価することとしている。

配当還元方式が適用できるか否かは、評価通達 188（（同族株主以外の株主等が取得した株式））等により、株式を取得した者が同族株主等に該当するか否かによることとなるが、この同族株主等か否かは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数に占める割合などにより判定することとしている。

この場合の同族関係者の範囲は、法人税法施行令第 4 条（（同族関係者の範囲））により判定することとしている。また、中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、評価会社の役員である者等が取得した株式については、原則的評価方式により評価することとなるが、この場合の「役員」の範囲については、「社長、理事長並びに法人税法施行令第 71 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者」をいうものとしていた（評基通 188(2)）。

(2) 会社規模の判定

原則的評価方式により評価する場合には、原則として、会社の規模に応じて評価することとしており、会社の規模の判定の基準の一つに「従業員数」基準がある。

この「従業員数」には、社長、理事長並びに法人税法施行令第 71 条（（使用人兼務役員とされない役員））第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる役員は含まないこととしていた（評基通 178 注書き）。

2 通達改正の概要

(1) 法人税法施行令の改正内容

平成 18 年度の法人税法関係法令（法人税法、同法施行令及び同法施行規則をいう。以下同じ。）の改正により、同族会社か否かを判定する際の「特殊の関係のある法人」については、判定をしようとする会社の株主である個人又は法人が「他の会社を支配しているかどうか」によることとされ、発行済株式数の 50% 超保有の基準のほかに、議決権の数による判定が加えられた。

具体的には、次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を有する場合には、「他の会社を支配している」場合に該当することとされている（法令 4③二）。

- ① 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
- ② 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
- ③ 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関す

る事項についての決議に係る議決権

④ 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

また、法人税法施行令第71条((使用人兼務役員とされない役員))が改正され、使用人兼務役員とされない役員に会計参与が追加されるなど、所要の整備が行われた。

(2) 通達改正の概要

評価通達上の「同族関係者」の定義については、平成15年の通達改正により、法人税法施行令第4条の「株式数」を「議決権数」に読み替えて判定することとしていたが、同令の改正に伴い、不要となった読み替えに係る部分を削除した上で、評価通達上の「同族関係者」の定義についても同令の規定に合わせた。

また、同令第71条の改正に合わせ、所要の改正を行った。